

令和5年第9回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 令和5年第9回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年9月11日（月）		
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター		
開 会	午後1時30分		
出席委員 (24名)			14番 松村 雅弘
			15番 長谷川 康弘
	3番	向井 慎一郎	16番 安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番 池本 博史
	5番	河原 廣美	18番 津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番 村岡 孝二
	7番	田熊 公男	20番 盛山 由紀子
	8番	田村 美智恵	21番 一二三 満雄
	9番	森本 壮一	22番 道祖尾 貞浩
	10番	町 照美	23番 井川 敏昭
	11番	秋山 英正	24番 山下 正美
	12番	永田 恭彦	25番 杉川 一二美
	13番	陶山 康博	26番 河本 松秀
欠席委員等	石井 通人、前田 浩明		
事務局	局長	中原 広美	
	書記	主任 時枝亮平 農地中間管理推進員 中西 宣之	
閉 会	午後3時		

## 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名  
(6番 竹原委員) (7番 田熊委員)
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
  - (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
・利用権設定  
・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (1件)
  - (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (9件)
  - (2) 賃貸借農地の解約について (1件)
  - (3) 非農地証明について (1件)
  - (4) 農地所有適格法人報告書について
  - (5) 農業者年金加入推進について
  - (6) 北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告  
農地委員会  
農政委員会  
広報委員会
  - (2) 農家相談報告
  - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

農家相談	令和5年9月26日(火)午後1時30分から 大栄庁舎 2階 会議室 担当委員 石井委員、長谷川委員、山下委員
総 会	令和5年10月11日(水)午後1時30分から 大栄農村環境改善センター
現地確認	令和5年10月10日(火)午後1時30分から 担当委員 向井委員、秋山委員、盛山委員
議案締切日	令和5年9月25日(月)
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (4件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第9回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。本日は1番、石井委員、2番、前田委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

4の、議事録署名人の指名でございます。6番、竹原委員、7番、田熊委員でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5の議事に入るところですが、6の協議事項(6)北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について、産業振興課から説明にお越しいただいておりますので、6の協議事項(6)北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について説明を受けたいと思います。説明をお願いします。

○産業振興課

今日は時間をいただきましてありがとうございます。

事前に確認していただいておりますが、北栄町農業経営基盤強化基本構想の変更について、皆さんにご確認を頂きたいと思ひまして、今回お邪魔させていただきました。本構想ですけれども、農業経営基盤強化促進法という法律の中で、町は基本構想を定めることができるという規定があって、北栄町でもこの基本構想を作成しているところです。そして、この基盤法が改正になりまして、これに伴って町の基本構想の改正を行う必要があるということになりました。そして、基本構想を改正する場合には、農業委員会の意見を聞かなければならないということが法令で規定されています。そのために、今回御確認いただきたいというのが趣旨でございます。8月に関係機関による確認会を行っています。それをまとめた改正案が今回の資料ということになります。

では、改正案を御確認いただき御意見等があればいただきたいと思ひます。

それでは、資料の表紙ですけれども、令和3年6月に変更したものをベースにしています。大部分はそのままとなっております。基盤法改正に伴って、記載の変更をしたというのが主な変更内容です。赤字の部分が変更箇所、横線を引いているところは、今までのものからの削除した部分ということになります。

それでは、資料の中の方を御確認いただきたいと思ひます。表紙の次のページです。令和5年北栄町農業経営基盤強化促進基本構想の改正についてとして載せています。かいつまんで読ませてもらいますと、令和5年4月に施行された基盤法の改定によって地域計画が法定化されました。このことに伴って、町の基本構想に地域計画等に関する事項の追記及び所要の改正等をするものというのが今回の改正の内容になります。

その下の1番、町基本構想に追記等が必要な事項などのところで、(1)基盤法の基本要綱に基づき、いわゆる基本指針に基づいて、地域計画に関する、次の①から③の記載をしました。改正のポイントとして、①協議の場の設置方法について、②地域計画の区域の基準について、③その他地域計画達成に資するための事業に関する事項ということで記載しています。

資料の9ページを御覧いただけますでしょうか。第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項のところ、①として、地域計画推進事業を追加しています。その地域計画ですけれども、4月に法定化されたもので、地域の農業の将来の在り方、これを示した計画です。地域で話し合っ作っていくというもので、この地域計画を推進していくということにしています。

続いて、資料の10ページを御覧ください。追加した地域計画推進事業について記載をしています。こちらは国の基本方針ですとか、基本構想の考え方を例にして記載して

いるもので、(1)には、協議の場の設置方法として、開催時期、参加者、相談窓口等について記載をしています。(2)では、地域計画の区域の基準について。(3)では、その他地域計画達成に資するための事業に関する事項として、町は地域計画の策定に当たって、関係機関、関係団体と連携しながら進めるということを記載しています。また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする旨を記載しています。

以上が地域計画に関する変更の内容になります。

続いて、表紙の次のページに戻っていただいて、(2)のその他のところですが、これは地域計画以外の修正について記載しているところで、改正のポイントの④農業を担う者の確保及び育成と町の取組内容等について、⑤基盤法改正前の利用権設定促進事業実施に係る経過措置について記載をしています。

資料の7ページを御覧いただけますでしょうか。資料の7ページには、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を記載しています。これは資料の21ページを御覧いただければと思いますけれども、今までにあった21ページの4の内容が前に来て、次の基本構想の順番に沿って、ここに記載をしたというものであります。この内容ですけれども、多様な経営体を幅広く確保し、育成していく必要があることと、そのために各種支援制度を活用する、関係機関と連携して研修・指導や相談対応に取り組むこと、そういったことについて記載をしています。その下の2番ですけれども、2番では、町が主体的に行う取組について記載をしています。

次のページ、3番で、関係機関との連携、役割分担の考え方。ここでは、就業者への対応について記載しています。町は関係機関と連携しながら、就農後の定着に向けたサポートなどを実施するといった考え方を記載しているところです。農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行いますとしています。

続いて、10ページの2番を御覧ください。この10ページの2番のところでは、利用権設定等促進事業に関する事項を記載しています。基盤法の改正によって、利用権設定事業が廃止されますけれども、基盤法の改正の後、2年間は移行措置期間ということになっていて、経過措置期間中はこの事業を活用できるということを記載しているものです。

それから、最後ですが、また表紙の次のページに戻っていただいて、一番下の⑥その他所要の改正についてです。その他の改正の箇所としましては、記載内容に基づいて目次を変更しているものですが、組織の名前が変わったことで修正をしているといった所要の修正をしているものです。

以上が変更の内容になります。

今回は、大規模な変更というわけではなくて、いわゆるマイナーチェンジということになります。国の方針ですとか、県の方針に沿って内容を変更するもので、基盤法の改正に伴って地域計画に関することと、必要な事柄を追記したというのが今回の変更案になります。

長くなりましたが、以上です。

○永田議長

ここで皆さんのほうから質疑等があれば、今、担当者のほうにお答えをしていただければと思います。

質問等がある方はおられますか。

そうしますと、こちら説明のほうをいただいて、内容についての協議で意見の取りまとめについては、この後、協議事項でさせていただければと思います。

それでは、産業振興課は退席していただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

説明ありがとうございました。

○産業振興課

ありがとうございました。

○永田議長

そうしますと、本来の順番のほうに戻りたいと思います。

では、5番、議事に入りたいと思います。

議事第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件申請が上がっております。順次審議のほうをお願いいたします。

まずは、整理番号の1番、4ページからの案件となります。こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

特にはないです。親子間での贈与ということになっています。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。

どなたかございますか。ありませんか。

では、特に発議のほうはないようですので、議案第1号、整理番号1番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

申請のとおり許可といたします。

続きまして、整理番号2番、10ページからの案件になります。こちら御説明はございますか。

○事務局

2番目についてですけれども、譲受人の〇〇さんは、令和3年度に3条で農地を購入されておりましたけれども、今回はその隣の農地を購入されるというものになっております。前回の農地ではヘーゼルナッツを耕作しておられますが、今回はオレンジを耕作したいということで売買されるということです。

○永田議長

これにつきましては、では、皆さんの発議をお受けしたいと思います。

どなたかございませんか。ありませんか。

では、特にないようですので、整理番号2番を申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、議事第2号に移りたいと思います。

議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、追加配布のあったものを含めて3件申請が上がっております。順次審議をいただければと思います。

そうしますと、まずは整理番号1番、17ページからの案件になります。事務局より説明のほうはございますか。

○事務局

まず、1点、修正をお願いします。15ページの5条の一覧表がありますけれども、1件目のところで、備考のところで、土地改良事業、該当なしというふうに書いておりますけれども、該当ありということで訂正をお願いしたいと思います。

1件目についてですけれども、風力発電施設を建てるための事前の風況調査をするために、西園の一部を一時転用するという計画になっております。事業計画の内容としましては、雨水は地下浸透させて汚水は発生しない予定になっております。また、南側のほ

うは畑となっておりますが、もう既に国道用地になっておりまして、北と東西は道路も離れているということで、周辺には影響が出ないというふうな計画になっております。申請地は農振農用地区域内にある農地ですが、一時転用での設置でありまして、転用もやむを得ないというふうを考えられます。以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告をお願いいたします。

○村岡委員

先週金曜日、石井委員、町委員、私、村岡と、事務局とで行ってまいりました。今、事務局より説明があったとおりですけども、そうですね、現地写真の1ページなんですけども、その西側がスイカ畑でスイカをつくっておられます。それから、東側のほうは耕作地及びため池らしきものがあるんですけども、もともとが建物というよりは鉄骨、主にワイヤー、支線みたいなものなので、影響はほとんどないのではないかなということ報告いたします。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの発議を受けたいと思います。

発言のある方はございますか。

○竹原職務代理

いいですか。

○永田議長

はい。

○竹原職務代理

6番の竹原です。

18ページと、それから23ページと、これは数字を合わせると違うようですが。借入金がとんでもない数字が。23ページのほうはゼロです。書き方が違うのか。

○事務局

申し訳ありません。書き間違いです。なぜこういう書き方になってしまったかという、この会社としては借入金です。ただし、一般からの借入れではなくて、親会社からの借入れだったために、この事業計画書が自己資金という記載となっていると思われま。金額につきましては、必要な費用については親会社のほうから借入れすることとしており、マックスの借入金が今、申請書のほうの金額になっております。

○竹原職務代理

必要な金額について借入するということ。

○事務局

そうですね、はい。

○永田議長

じゃあ、会社のほうで借入するということですか。

○事務局

そうですね。会社としては、借入になります。ただし、その金額の書き方が誤っているという形であると思っていただいてよろしいでしょうか。

○竹原職務代理

風況調査をして、ここで風力発電をやるということではない。

○事務局

北栄町のほうでしたいという意向で場所を探して、海岸沿いで、どういう風況があるかという調査するためであると聞いています。

最終的な風力発電施設をどこに建てるかというものは決まっています。

○竹原職務代理

分かりました。

○永田議長

どうぞ。

○向井委員

3番、向井ですけれども、すみません、これ、ずっとこの鉄塔を建てたままほったらかしなんですかね。何年か立ったらこの鉄塔を、例えば1年間調査をするという形で、この調査が終わったら撤去をされるということはないんですか。

○事務局

最終的には撤去です。この申請書にもありますとおり、3年間の一時転用という形になりますので、調査期間が終わりましたら撤去をして農地に戻すということになっています。

○向井委員

なるほど。了解しました。

○永田議長

ほかございますか。

では、自分のほうから。事業中の草等の管理につきましては、きちっとしてもらおうようにしたほうがいいのかと。ほとんどワイヤーですんで、すかすかで何も無い状態ということになるかと思えます。

ワイヤーの周辺ぐらいは仕方ないとしても、畑全体として草刈りしていただきたいということで対応いただけたらと思っております。

そうしますと、ほか発言がある方、ありませんでしょうか。

よろしいですか。

そうしますと、整理番号1番、申請のとおり許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、続きまして、整理番号2番、30ページからの案件でございます。

こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

2件目につきましてですけれども、由良宿にある農地を転用して、一般住宅を建てる計画になっております。

35ページを御覧いただきますと、図面の中に四角い枠の中にプラス・マイナスで数字が描いてありまして、そこを、ちょっと見づらいですけど、御覧いただきますと、地図の下側が西側になっておりまして、左側が北側が農地になっております。そこにL字擁壁を設置するんですけども、数字、プラス190で二重線で四角で囲ってあるところがあるんですけども、擁壁天端というふうに書いてあって、これが造成後の数字になっております。ここの右側を見ていただくと、プラス・マイナス・ゼロという形で二重で四角が囲ってあるんですけども、これが造成後のものになっていまして、造成後が、左側を見ていただくと、プラス160というふうに書いてあって、160の造成後の高さから擁壁の天端が190ということになりまして、この差が30センチの高さの壁ができます。擁壁沿いに用水路、側溝を設置しまして、そこに水を流して、そこから南側の公共の側溝に雨水を流すというふうな計画になっています。北側のほうにつきましても、もう既に隣のお宅の擁壁が建っておりまして、その擁壁沿いに側溝を設置しまして、同じように雨水がそこから流れて、南側の公共の側溝のほうに流れていくというふうな計画になっております。汚水につきましては、道路側の公共の下水管に接続することで、周辺の農地には影響が出ないような計画になっております。造成地につきましては、農用地区域外ですし、申請地については上下水管が埋設されておる道路に面



しており、500メートル以内に役場と〇〇歯科があるという農地で、第3種農地に該当して、転用もやむを得ないというふうに考えられます。

以上です。

○永田議長

そうしますと、説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

○村岡委員

先ほどのメンバーで現地確認をしてまいりました。33ページのところの地図ですけども、御覧のように、北と東側がもう既に宅地であって、西側の畑を一部、右上のところが畑になっていますけども、先ほど事務局から説明があったように、ぐるりを側溝を設けるということで、畑地に影響はないと思います、雨水に関しては。それから、西側の畑、から分筆になっていますけども、持ち主が一緒ということで、新たに人が入って建てるんじゃないくて、了解済みで分筆をされるということと、それから図面を見ますと、平家建てということでしたので、日照関係も問題がないんじゃないかなということをおもいました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの発言をお受けしたいと思います。どなたかございませんか。

よろしいでしょうか。

そうしますと、特に発言はないようですので、整理番号2番、申請のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、別紙、追加になった分です。整理番号3番の案件となります。

そうしますと、こちらにつきまして事務局より説明はありますか。

○事務局

追加案件になってしましまして申し訳ありません。

あと、もう一つ、一覧表のところで訂正をお願いしたいんですけども、先ほどと同じように、改良区のところが該当なしというふうにあるんですけども、該当ありということで修正いただけたらと思います。

こちらについては、国道の公共工事に伴う仮設の現場事務所ですとか駐車場などを一時的に設置するというので、一時転用するということとなっています。ちなみに、この案件につきましては、秋山委員のほうから御相談がありまして、これは事務局のほうでは現地確認したところ、既に着手している状態でしたので、県のほうにも相談した上で、一時転用の申請を受け付けしたものです。

事業計画の内容としましては、雨水は地下浸透させて、仮設トイレはくみ取り式ということで、汚水は発生しない予定になっております。また、申請地の団地部分につきましては、こちらの境界には鉄の板を設置して、土砂の流出を防ぐということで、周辺に影響が出ないような計画になっております。また、申請地は、農振農用区域内にある農地なんですけども、公共工事に伴う一時転用、その仮設事務所等の設置でありまして、一時転用もやむを得ないというふうに考えております。

以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告、お願いします。

○町委員

9番、町です。

先ほどの案件と同様、現地確認をしました。今回は、一時転用ということですので、さっきありましたように、雨水は砂丘地ですので、こちらに入ることはないと思います。転用については問題ないと思います。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○秋山委員

11番、秋山ですが、先ほど町委員と話しとって、何か今年の4月だかに改正があってどうたらこうたらという話ですが、その辺どういう改正があるのかということが分からないので、勉強のために教えてもらえませんか。

○事務局

これまで国と県の、それから市町村の事業ですね。公共工事の一時転用の場合、3月31日までは届出でよかったということになっていました。農地転用の一時転用の許可申請まで必要ではなくて、届出をしておけばいいというようなことだったんですけども、それがちょっと鳥取県だけがこういう取扱いをやっていたということで、農政局のほうから指摘を受けまして、鳥取県が全面改正をして、この4月からは必ず公共工事であっても、国、県が直接その土地を借り受けるものについては、これまでどおり届出でいく。ただし、こういう業者の方が、例えば現場事務所を建てたいということで、業者の方が直接借入れされる、借りられるところについては、きちっと農地一時転用の手続をしましょうということになりました。これまでは全て公共工事のものについては、届出でよかったものが、官公庁が借りるのか、業者が借りるのかによって一時転用は届出でいいのか、それともこうやってきちっと申請が必要なのかというような形で変更になりました。まだちょっと浸透していないことがあったかと思います。

また、所有者の土地の認識が、ここは改良区が外れているから農地じゃないとかという認識があったと伺っています。まずは、県のほうにも再度周知を図っていただくようにはお願いをしているところですし、業者にも、所有者の話だけでなく、登記地目を確認し、必ず農業委員会で転用の手続きの必要の有無を確認するよう指導したところであります。以上です。

○秋山委員

ということは、前の総会のときにもあったんですが、公共事業だし、これまでどおり申請ないと思っとなんかということの考えだということですね。今回についても、その辺の周知が不徹底なために業者としても慣れとならんとか、よく認識しとならんので、公共事業だからこういう一時転用の手続までやらなかったというふうに思っとなんかという可能性があるということでしょう。

○事務局

こちらの土地については、そうです。

前回の分はその部分プラス、そこが登記は農地となっているんだけど、所有者さんがもう畑かんは抜けているから農地じゃないよって言われたというのあって、もう、農地じゃないならいいやというところもちょっとあったようなので、きちっとそこは登記を確認してくださいねというようなことはお願いしたんですけども、まだちょっとその辺がきちんと周知ができていないという状況にはあるのかなというふうに感じています。

○秋山委員

秋山ですけども、そういうことも含めて、私も届けだけで、今までよかったというのは知らずに、何か畑に小屋が建つとるぞということに気がついて連絡したような次第なんですけど、今のこういう工事等も含めて、ともかく農地に農業以外のもの、建物が建つとったら、ともかくは確認せないけんということでもいいですね。

○事務局

はい。

○秋山委員

特に今、こういう切替えの時期ですから、こういうことがあちこちで起こる可能性があるという認識を持っておくという。

○事務局

はい、お願いします。本当に今、秋山委員に教えていただいて、確認をさせてもらって、今の現状、これまでの、今年の春からの経緯も踏まえて、申し訳ありませんが、ちょっと期間過ぎてからだったんですが、今回追加で提案をさせていただくようにさせていただきました。申し訳なかったです、ありがとうございます。

○永田議長

そうしますと、ほか発言のある方ございますか。ありませんか。

では、ほか特にないようですので、整理番号3番、申請のとおり許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、整理番号3番を申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、議事2番のほうを終了させていただきます。

続きまして、議事第3号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の決定について。25件、計画が上がっております。

うち、整理番号2番が私、永田の案件、21番、22番については池本委員の案件ということですので、まずは2番と21番、22番を除いたものを御審議願いたいと思います。

そうしますと、39ページからの計画につきまして、御意見がある方がございましたら。ありませんか。

特に御意見のほうはないようですので、そうしますと、2番と21番、22番を除いた23件につきまして、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定といたします。

そうしますと、続きまして、21番、22番、池本委員関連案件ということで、池本委員除籍扱いで審議のほうをお願いしたいと思います。

意見のある方はありますか。ありませんか。

そうしますと、ないようですので、21番、22番、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定といたします。

では、お願いします。

○竹原職務代理

では、進行を代わります。

2番の永田会長関連案件について審議を行います。

何か御意見、発言のある方はありますか。

それでは、2番の案件について、計画どおり決定ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、決定とします。

それでは、また代わります。

○永田議長

そうしますと、続きまして、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書が1件上がっております。

そちらにつきまして、御審議を願いたいと思います。

発言がある方、発議がある方おられますか。ありませんか。

今回の基盤法の改正があったということですが、こちらの所有権移転について、今後はこういった形になるものでしょうか。

○事務局

今回の基盤法が改正になりましたが、2年間という形で猶予期間が設けられています。その期間を過ぎると、今度、中間を通して売買をやるようになりますので、少し手続が変わってくるかと思いますが、同じように所有権移転は残っていますので、こちらのほうで対応したいと思います。

○永田議長

では、利用権設定の計画と同じく今後、2年後計画期間終了後は中間管理で所有権移転も行えるということでしょうか。

○事務局

はい。

○永田議長

そうしますと、御意見のある方ございませんか。

では、意見ないようですので、そうしますと、42ページ、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による移転申出書、申請のとおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定いたします。

続きまして、議事4番、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、20件上がっております。

この中で7番から18番までが田村委員関連案件になっておりますので、まずは7番から18番を除いた案件につきまして、皆さんからの御意見をお受けしたいと思えます。

発言がある方はありますか。ありませんか。

そうしますと、7番から18番を除いた分につきまして、意見なしということで回答してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように回答いたします。

そうしますと、7番から18番につきまして、田村委員を除籍扱いで意見聴取のほうを行いたいと思います。

発言がある方、ございますか。ありませんか。

そうしますと、こちらもないようですので、7番から18番までの計画につきまして、特に意見なしということで回答してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように回答をします。

そうしますと、以上をもちまして、議事のほうを終了いたします。

続きまして、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、9件上がっております。こちらは9件一括で、皆さんの御意見等をお伺いしたいと思います。

事務局、追加説明のほうはありますか。

○事務局

まず、14ページです。県外からの方が農地を相続により取得されていますが、1筆については非農地判定が出ている農地で、2筆については農業委員会のあっせんの希望があるというふうに記載があります。

あと、もう1件が22ページです。こちらの案件につきましては、遺贈で相続されていますが、こちらは別途空き農地情報バンクの登録を出していただいていますので、またお近くの委員さんで、いい方がありましたら、また御紹介いただければと思います。以上です。

○永田議長

以上、9件につきまして、皆さんからの御意見のほうをお受けしたいと思います。御意見がある方、ございますか。ありませんか。

そうしますと、特に御意見ないようですので、9件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、9件一括受理といたします。

あっせん希望につきましては、またいい方がありましたら、担当の委員さんを含めご紹介いただければと思います。

続きまして、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、1件届出が上がっております。こちらにつきまして、説明のほうはありますか。

○事務局

こちらは県外の方で、地主にて自作となっておりますが、まだ借手がないという状況と、それからまだ空き農地等の登録がないために、自作という形にはなっていますが、こちらのほう、帰ってくることによる、県外の方ですので、今後、農地の耕作が難しいということがあると思います。何かありましたら事務局のほうに教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○永田議長

そうしますと、こちらも皆さんの御意見のほうをありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、農地の解約について受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

受理といたします。

続きまして、3番、非農地証明について、1件申請が上がっております。

こちらにつきまして、説明のほうはありますか。

○事務局

特にないです。

○永田議長

そうしますと、現地確認の報告があるようですので、そちらの報告をお願いします。

○石井委員

では、まず、この間の水曜日に、先ほど言いましたけども、農業委員3人と、それから事務局で確認しました。

その中で、現況が宅地となっておりますが、実際的に使われているのは路、それから、奥のほうは、何ていうかな、ものが置いてある形で、農地として使えるような状態じゃないというようなことです。以上です。

○永田議長 ありがとうございます。

そうしますと、このことにつきまして、皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。

御意見がある方ございますか。ありませんか。

では、御意見のほうがないようですので、非農地証明申請につきまして、申請のとおり証明してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり証明をお願いいたします。

そうしますと、協議事項4番、農地所有適格法人の報告書につきまして、2件報告が上がっております。

こちらにつきまして、説明のほうよろしいでしょうか。

○事務局

特にはありませんけど、両者の法人とも生産は営農を中心にされていらっしゃる、農業関係の方が土地の所有者であったり、農業に関わる方が議決権を持っていらっしゃる、または農業に従事されているということで、適格法人の要件を満たしているということを確認しています。以上です。

○永田議長

そうしますと、この件につきまして、皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。

御意見のある方ありますか。

ちなみに法人の報告書について、最近の提出状況のほうはどんなものでしょうか。

○事務局

提出状況は悪いので、督促をするようにしています。

○永田議長 大体全く出されていない事業所さんはありますか。

○事務局

全くはないです。早かったり遅かったりするんですが、必ず出していただくように通知を送るので、通知を送ると皆さん出していただけます。

○永田議長

催促されるんですか。

○事務局

3か月の間に出していただくことにはなっているんですが、状況を見ながら、なかったところには出してくださいということで、通知をするようにしています。

○永田議長

ほか御意見のほうはありますか。ありませんか。

そうしますと、農地所有適格法人報告書、2件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですね。では、一括受理とします。

そうしますと、協議事項5 農業者年金加入推進について、推進委員さんより説明のほうをお願いします。

○山根委員

毎年恒例の年金推進の期間になりました。推進期間としましては、9月から2月になります。ピンクのファイルを配っていますが、2枚紙をめくっていただいて、3ページに対象者が書いてありますが、ピンクの線が引いてある方があると思います。その方には、シミュレーション等を行って積極的に声かけをお願いしたいと考えています。シミュレーションの仕方としましては、スマホ等で農業者年金シミュレーションと打ち込んでいただいてやるか、もしくは、スマホ等がない方は事務局のほうに頼んで対象者のシミュレーションを行ってもらって、コピーをして渡すやり方です。特に興味があって迷っておられる方は、その方の問題点を考え、誠心誠意で対応をお願いします。以上です。

○盛山委員

すみません。先週の9月4日に水明荘で研修会がありました。事務局と、あと、山根委員と私と、あと、杉川委員が講師を兼ねて研修を受けてきました。加入するまでほとんどの人が知らなかったとか、ほとんど知らなかったという人が本当に多いので、知らなかったということがないように、皆さんはどんどん言っていただきたいということと、あと若い人であればというか、年によっては収入が極端に減ってしまう場合がある

ので、その場合は減額とかもできるということを言っていたきたいなど。あと、制度だけでも推進してもらえたらなということをお願いします。農業者年金を一つの選択肢として考えてもらうことが大事ななというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以前、杉川委員からここでも説明があつたと思うんですけど、特に何回も何回も足を運んでとか、とにかく知ってもらって、脈のある人にはぜひ加入していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

あんまり若い人は関心を持たないというか、あんまりそこまで考えていないというのか、やっぱり身近に困つた人がいないというか、あんまりそういうことを感じられないからかなというふうに思うんですけど、杉川委員が一番最後に言われたのは、自分のお母さんの友人で夫を亡くして1人になったときに、本当に国民年金1人分では月6万5,000円、それから介護保険料とかかかりますし、自分の体が元氣だったらいいんですけど、弱っていったりすれば子供に迷惑というか、子供の力を借りて生活しておられる、そういう困つた方がおられるということをお話しておられました。若い人にはぴんとこないかもしれないんですけど、将来のために安心できる、安心して農業生活ができるように、ぜひ皆さんからも推進のほうをお願ひします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、協議事項は、ちなみに、皆さんのほうから推進員さんに質問等々ありますか、聞いておきたいことはありませんか。よろしいでしょうか。

そうしますと、協議事項5番、農業者年金加入推進について以上で終了といたします。

そうしますと、協議事項6番、北栄町農業経営基盤強化基本構想の改正について、こちらにつきまして前段に説明をいただいております。皆さんからの御意見をお伺ひした上で、農業委員会において回答を出したいと思ひます。

そうしますと、こちらの資料につきまして、御発言のある方、御意見がある方、ありませんか。特に御意見のある方、ございませんか。

○盛山委員

すみません。

○永田議長

どうぞ。

○盛山委員

ちょっと意見というか、ちょっとあれなんですけど、すみません。

これの10ページの1番、地域計画推進事業のことなんですけど、そこには自治会の代表者であったり、農業者、町、農業委員会、農協、JA、土地改良区とかいろんな機関のことが書いてあるんですけど、やっぱり今、〇〇地区のほうでまずは考えたいと皆さんせっかくおっしゃって、地域計画を立てているんですけど、産業振興課と農業委員会と来てもらってやっているんですけど、これって皆さんに来てもらえるように土地改良区の理事にもきてもらうこともちょっとお願いできますかみたいな感じで、ちょっと力入れてみてもいいですかね。やっぱり少しでも来てもらう理由として、こういうふうに記載されているから言ってみると、何かそういう機関と連携をしてということになっているからみたいな感じで。

○事務局

書いてある書いてないに限らず、やはりいろんなことを考えている中で、事業をするだったり、こういった方々の意見をもらうことは大事なことです。改良区の理事にも同じように来ていただいて構わないと思ひます。

ですので、また事前打合せ等でこういう話をするから、来てもらったらどうかとか、その話は事前に打ち合せしていただければいいんじゃないかなと思ひます。

○永田議長

そうしますと、ほか御意見ありませんか。

○向井委員

すみません、3番、向井ですけど。

○永田議長

はい。

○向井委員

すみません、勉強不足で大変申し訳ないんですけども、この基本構想という考え方自体は、現実問題として単なるアドバルーンで上げて、できたらいいねというような構想なのか、極端な言い方をすると、3年後にはこういう書いてあることについては、現実的なこととして実施できるというか、実施しているとか政策を組むというような形の考え方のものなんですかねと思って、ちょっとこの基本構想という考え方自体は、確かに書いてあることはすごくいいことを書いてあるんですけども、現実問題としてできるのか、やるつもりがあるのかということで、別に町のほうに文句を言うわけじゃないんですけど、そういう考え方が本当にそうなんですけどねという。

○事務局

基本的には、これに向けてやるために農業経営基盤強化促進法で、こういうことをやっていくために、こういう人を担い手として認めていきましょうねというのが認定農業者の方々。これを基準に合致している方で、こういう方に北栄町の担い手として応援していくんですよということがまずあるのが一つです。そういった方については、認定を受けられれば、農業委員会の委員さんに出ているので、審議していただいていますけれど、認定農業者になられた方には支援、手伝ったりというのがあります。また、もう一つ、北栄町としては農地をそういう形で集めていくという部分がありますので、これにのっかってやっているのが利用権設定、農地の貸し借りの設定、農業委員会のほうで決定して貸し借りをやっているのは、これにも付随してやっています。これが今後地域計画等の策定というようなことの改正という形にはなっています。実際には、じゃあ、これがどの程度できるかって言われると、ちょっと計画なので難しいところはあるかもしれないんですけど、こういった形で、いろんな形で、農業をきちんとしていくためにこういう方を支援しようと、こういう形で進めていこうという柱みたいな計画だと思ってもらったらいいかなと思います。

○向井委員

ありがとうございます。別に責めるわけじゃないんですけども、確かに7ページのところに書いてある、農業を担う者の確保、育成に関する事項、これが物すごい赤字で追加事項で書いてあるんですけども、私の所属している農政なんかで一番問題になっているのは、農地は減らないけども、農業に関わる人間がどんどん減っているんで、それをどうやって維持していく、または増やすことはできないけども、減少を少しでも止めていくという考え方に基づく考え方であれば、こういうことをぜひ現実問題としてできることからやっていきたい。特に幅広い人材の確保、今までは認定農業者しか援助はなかったけども、それ以外の援助をできる形で農業に関心がある人を引き込むような形の政策をここで上げられているということについては、これは実現していく方向なんですよというの聞いてみたいと思います。

○永田議長

私のほうからも少し、その基本構想は県のほうの基本構想がありまして、国のいろんな指針等があって、県が規定したら、今度は町するという段階があって。基本的な方向性といいますか、方針が示されているということですので、またその方針、方向性について国のほうから補助金がひっついているという、法的根拠になるのかなという感じですかね。



○事務局

はい、大丈夫です。

○永田議長

また今回、御指摘もあったとおり、認定農業者、それから青年就労者だけでなく、幅広い事業者さんなんかも含めていくべきという皆さんの御意見のとおり、青年者だけじゃなく、ほかのたくさんの方の皆さんの力でやりましょうという、合わさって7ページ、8ページに追加記載になったと見ておりますので、考え方等、また変わってくるんじゃないかと思っております。やっぱりちょっと国の方針と県の方針とずれるんじゃないかなと思って、こういうことに引っ張られるのはあるのかもしれないです。

○向井委員

ありがとうございました。

○永田議長

ありがとうございます。

○竹原職務代理

先ほどの案件でちょっと聞いてみたいなど。例えば6ページの表があるんですけど。9番目に水稲・果樹型、水稲、梨、柿となっていて、私はこれを見て作業の時期が異なっていて難しいかと。

○田村委員

確かに。

○竹原職務代理

先ほどあったでしょう。

○田村委員

確かに水稲はちょっと。

○竹原職務代理 ○○さんにどうだろうなと思って聞いたところです。

○田村委員

確かに水稲はお願いしております。

○竹原職務代理

そういうことなんですか。

それで分かりました。

○事務局

今回、今の話の営農類型については、私のほうが省略しています。令和2年の後半だったかな、に農業委員会で説明させてもらって、5年ごとの大きな見直しのときには、営農類型をつけていたんですけども、今回は地域計画が入ってきたということの小規模な見直しということなので、今回、営農類型については一切ついていませんので、今回省略しました。この件については、次の見直しのときに、意見聴取があるのではないかなというふうには思っていますが、なかなか実際に現実に即して全て完璧な営農類型をつくるというのは難しいというふうに正直なところ思っているのが本音です。

○永田議長

ほか御意見等ございますか。

では、特にほかはないようですので、今回の件につきまして御意見をお伺いしましたが、内容についてどうこういう部分、変更について修正をという部分はなかったと思います。特にこのことにつきまして大きく修正をしてほしいということはないということで、意見は特になしという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、特に意見なしということですが、いただいたような、せっかくだいいものが作ってあるんだからきちんと活用してほしいという意見があったということを併せて報告のほうをお願いします。

○事務局

分かりました。

○永田議長

そうしますと、以上をもちまして協議事項を終了といたします。

そうしますと、続きまして、7番、報告事項に移りたいと思います。

まずは、委員会報告、各委員会さんのほうからお願いします。

まずは農地委員会さん、お願いします。

○河原委員

皆さん方のほうにも既に案内状が届いているかと思いますが、10月17日に営農法人調査を計画しておりますので、一応農地委員会としては全員対象ということでお願いしたいなと思っておりますので、御協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、本日総会終了後、農地委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○永田議長

そうしますと、配布集がありましたとおり、法人営農状況調査の実施ということでお願ひしたいと思ひます。こちらは用があつて参加できない方等は、いつまでに報告というのがありますか。

○事務局

1週間前ぐらいでお願ひできれば。

○永田議長

では、御都合のつかない方、1週間前までをめぐりに、事務局のほうに報告をお願ひしたいということでは。

そうしますと、続きまして、農政委員会さん、お願いします。

○竹原職務代理

農政委員会の報告をします。

最近、ずっと意見書についての変更を進めてきておりました、取りあえずたたき台の意見書のフォームをこしらえまして、次回、19日に委員会ですらに詰めることになりました。各委員さんは今からでも送っていただきました原稿を基に、自由に修正、訂正を入れていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。実は意見がありまして、チャットGPTでつくらせたらどうかという意見、相当情報提供しないといけならしいですけど、秋山委員がその作業をされまして出来上がつておりますので、それと比べながらちょっと参考までに検討してみようかと、そういうこともあります、どうなるかわかりませんが。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、広報委員会さん、お願いします。

○杉川委員

広報委員会です。広報委員会は、この後、56号のゲラ刷りの最終チェックを行いますので、広報委員の皆さんには残っていただきたいと思ひます。

それと、4年前に農業委員会だよりの全国コンクールに応募をした際に、優秀賞をいただきました。最優秀の次は優秀賞ですから、2番です。優秀賞をいただいた4年間は農業委員会だよりのほうのコンクールに出せないということで、令和元年度に出したので、今回、再度出せるということがわかりまして、今年1月に出した53号から、53、54、55、今、今回最終チェックをする56号、合わせて4つを、この10月の末に締切りになりますので、応募しようと思ひています。ずっと私自身は、今、農業委員3期目になりますが、ずっと広報に携わつていました。前回応募したときにも、応募をする、こういうことに気をつけて作つていますと、自分ところの特色を書いて出すわ

けですが、そこに前回なかった項目がありました。というのが、インターネットやSNSを活用されておりますかという項目が4項目ありまして、うちはQRコードを積極的に入れておりますし、プレゼントクイズなんかを書いて出すだけではなくて、QRコードを読めば応募ができるとか、また菜種自体もホームページで全部読めるというようなことをしておりますので、それも今回は併せて書いて出すことにしております。結果がまだまだ先にはなるとは思いますが、楽しみに待っている、またこの最後のゲラ刷りチェックをして出したいというふうに考えております。以上です。

○事務局

追加して、菜種がホームページで見れるということなんですけども、併せて、全てホームページに上げるのは全部、町のSNSに全部掲載をして、そちらから見れるように、飛べるようにはしてもらっています。

○永田議長

町のSNSから菜種に……。

○事務局

はい。飛べるようになって、全部見れます。

○永田議長

そうしますと、委員会報告、ありがとうございました。

続きまして、農家相談についての報告をお願いしたいと思います。

○井川委員

代表してさせていただきます、井川です。

8月22日、当日は、私と松村委員、それと田熊委員の3人で会議室のほうで待機しておりました。当日、22日、かなり蒸し暑い1日でしたので、7月の総会のときに何か事務局長のほうから2名の方から電話があったということで、見構えて待機しとったんですけども、最終的には来られませんでした。以上で報告を終わります。

○永田議長

では、事前に2名電話があったということだが、何もなかった。

○事務局

そうですね。こういう相談を受けてもらえますかみたいな相談があり、いいですと御案内はしましたが、来られなかった。

○永田議長

そうしますと、3番、審議会等報告でございます。

報告事項のある方、どうぞ。

○河本委員

26番、河本です。

8月23日だったんですけど、欠席の方がおられまして、9月8日にもやりました。新規就農者の確認会がありまして、ネギを栽培されている方が5名、それからスイカの栽培が4名、ブロッコリーが2名、ブドウが1名という12名の新規の方の確認会に出席をさせていただきまして、いろんな方の今後拡大していくとか、そういった話のサポートというか、相談のほうにのりました。ネギのことはちょっと僕はあんまりよく分かんので、土地のことぐらいに、この辺が空いとるんじゃないかとか、事務局にも聞いてくださいとかというような感じでありましたけど、スイカとかブロッコリーはつくっていたんで、いろんな相談等をさせていただきました。以上です。

○永田議長

そのほかありますか。

どうぞ。

○杉川委員

女性農業委員会の総会と研修会が8月25日に開かれました。昨年からも何度かお話をしたことがあります。米子市と伯耆町は女性農業委員がゼロでしたが、今回米子市に3名、伯耆町に1名増えられました。また、ほかの町も、琴浦2名だったところが3名であったり、倉吉は今回5名、女性が入られていまして、全体として9名女性の委員が増えるということになりました。それで、今回、改選後の総会だったので、役員を決めるということで話し合いをしたんですけども、来年度、鳥取県で中国四国ブロックの研修会が鳥取で行われるということで、役員はそのままもう1期受けましょうということになりました。2名ほど農業委員を下りられた方があったので、そこを補い、あと、会長以下、副会長も全て引き続きということで、引き続きすることになりました。私も副会長を受けておりますので、引き続きすることになってはおりますが、私たちが4月末までが任期ですので、その後は分かりませんよというお話もさせていただいております。

女性農業委員の話はそれですが、あと、私、個人として、農業者年金の話に、8月18日には高知、つい先日の9月8日、香川県まで農業委員会の女性農業委員であったり、加入推進部長さんであったりというような方に向けて話をさせていただきました。どちらも温度が違うというか、高知県なんかはリモートを使って、会場で20名の方しかおらんかったんですけども、高知は交通の便が悪いところなので、リモートをつないで全てで話すと160名の方が聞いておられたと聞いております。また、香川のほうは、先ほどの女性農業委員の会の話もあって、今年が香川県で中四国ブロックの開催があるということで、女性がとても力を入れて今回農業者年金の話聞いてくださいました。

先ほど盛山委員も話をされたんですけども、私自身、今回、鳥取のこの間の研修でも話したこともあって、皆さんと一緒に昨年見たDVD、覚えておられますか。農業者年金の仕組みであったり、また具体的にこうやって加入推進しましょうね、話していきましょうねというDVD2本を、この短期間に3回、4回見るようなことがあって、何度も見とるうちに分かってくるということもありました。たった1回見ただけで分かったような気になっちゃって、私自身も何回も見て、ああ、そうなのかと気がつくところもありましたので、また何かの機会で見ることがあったら、ぜひ見ていただきたいなと思いました。

先ほどの話もですが、女性が1人残されると、国民年金だけになると生活できません、6万5,000円が国民年金の一つの金額だと聞いています。そこから、今は、すみません、手元に資料がないのであれですが、たくさん税金が引かれます。後期高齢者の税金であったりとか、何か手元にこれだけしか残らんだろうと思うぐらい引かれるんです。農業者年金自体は積立てなので、できれば若いときからコツコツコツコツと積み立てておられたら、とても子供にお金がかかって、今回はよう払わんなど思いなれば休むこともできるし、そういう積立てで最終的に自分が老後を豊かに暮らせるというふうなのが農業者年金だということで、今回私もいろいろ勉強しながら話をさせていただきましたので、ぜひ女性に、もちろん男性にもですが、できれば長生きをする、女性のほうがより長いですから、1人残されて、お金がないというのが一番つらいです。子供さんがあれば子供さんに見ていただくことができるかと思っておりますけども、そういうわけにもならない方ももちろんあります。元気であればいいですけども、病気がかきみまします。施設入ると何か一月10万だそうです。1年に120万です。自分で払っていけるようであればいいのですが、1年で卒業できるのか、10年かからんと卒業できるのか分かりません。でも、そういうことを考えると、本当に掛けとかんといけんなどというように感じましたので、皆さんぜひ農業者年金の推進にご協力ください。以上です。

○永田議長

ありがとうございました。

そうしますと、ほか審議会の報告事項ありましたら。

では、ないようですので、審議会等報告を終了させていただきます。  
そうしますと、7番、報告事項を以上で終了とさせていただきます。  
続きまして、8番、連絡事項、9番、その他ですが、事務局、お願いします。

○事務局

連絡事項です。一般経過報告です。先ほど報告をいただきました杉川委員に、高知のほうに研修の講師に行っていたいていますし、年金の研修会にも講師として参加をしていただいております。また、鳥取県農業会議の臨時総会がありまして、後につけておりますが、農業会議の会長のほうが代わられましたので、また御案内をつけております。

当面の予定です。1枚めくっていただいて、4ページです。令和5年度の農業委員会のブロック別特別研修会の開催要領の案をつけさせていただきます。例年、未来中心で県内の農業委員さん全て集まって、全体の、県下の農業委員会の特別研修会を開催していましたが、今年度につきましては、ブロックごと、東・中・西部に分かれまして開催を予定されています。開催日程が12月15日の金曜日、9時30分からになっています。また、バスの取りまとめは別途したいと思います。御予定をしておいていただければと思います。

続きまして、目次の日程に戻っていただきまして、今月の農家相談です。事前に通知を出させていただいていますが、9月26日1時30分から役場の会議室で行います。担当は石井委員、長谷川委員、山下委員の3名になりますので、よろしくお願いします。

10月の総会は、10月11日水曜日、1時30分から、こちらの会場で行います。これに併せて現地確認は、前日、10月10日火曜日、1時30分から。担当が、向井委員、秋山委員、盛山委員の3名になります。よろしくお願いします。

今月の議案の締切りは9月25日月曜日です。

続きまして、その他の空き農地登録バンクの登録の状況です。4件の登録が出ています。先ほどの3条の3の案件の1件を加えた5件について、またお近くの委員さん等がいい方がありましたら御紹介いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○永田議長

そうしますと、  
本日の総会はこれで終了とさせていただきます。御苦労さまでした。